

広報 あびこ

◆◆◆ 納税のお願い ◆◆◆

市・県民税
国民健康保険税の2期分です
今月の出張徴収は次のとおり行ないますので
ご利用ください。
日時… 8月31日(月) 午前9.30～午後4.0
場所… 興陽寺 福祉センター・市役所駅前連絡所
※国民年金の徴収もいたします。

発行所
千葉県我孫子市役所
千葉県我孫子市我孫子1858番地
電話 あびこ (0471) 82-1151(大代表)
昭和34年7月30日 才三種郵便物認可
発行日 毎月 1日・16日・1部 2円

八月一日 新都市計画法施行

農地転用は届出制と許可制

本市全域が新都市計画法適用地域に

八月一日からの都市計画法施行に伴って、我孫子市内も全域にわたって市街化区域と市街化調整区域の二つに区分されました。そのため、農地法に基づく農地転用の許可申請などもその方法や内容などが、大きく変わりましたので、そのあらましについてお知らせいたします。

までのような転用面積の制限はなくなりまし。ただし、〇・一ヘクタール以上(一反以上)の場合には、開発行為の許可を必要といたします。しかし、転用する農地に、小作などの賃貸借権があるような場合には、いままでもおなじ規制されますので、ご注意ください。

農地転用は、届出制と許可制の二本立

① 市街化区域内の転用
農地法四條(自己の農地の転用)と五條(転用を伴う権利の移動)に基づく申請は、いままでの許可制から届出制にかわりました。

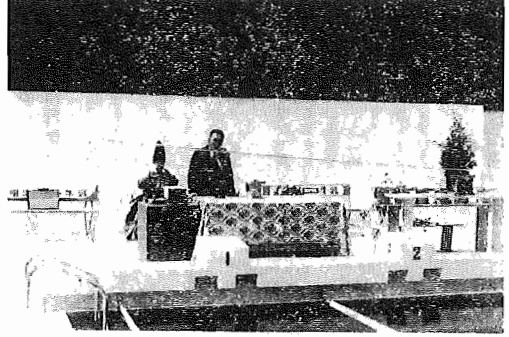
② 市街化調整区域の転用
市街化調整区域内における農地の転用は、市街化区域内とは根本的に異って、従来どおりの許可制であるのほかもろんのこと、それに加えてかなりきびしい転用制限がもうけられました。

③ その他の許可申請
農地法三條(権利移動の制限)および二十條(賃貸借の解約制限)による許可は、市街化区域と市街化調整区域の区別をと

④ 周辺の市街化を促進する
そのほかの市街化を促進するおそれのないもので、しかも市街化区域内にお

7月31日 布佐小・中学校プール完成

生徒の体力作りと健全育成に一役
布佐小・中学校プールが竣工しました。竣工式は、七月三十一日午前十時から布佐小・中学校で挙げて、市長、教育長、地元出身の三員、教職員の方をはじめ、市議員、工事関係者、父兄など多数出席のもとに行なわれました。



(7月31日の竣工式で式辞を述べる市長)

工事の内容は、プール縦二十五メートル、横十五メートル、水深一メートルから一・二メートル、
附属設備 足洗場、洗体場、シャワー室、洗眼場、水香場、ろ過装置、物置が設置されています。

市の人口

昭和45年7月31日現在

男	23,800人	前月比322人増
女	24,219人	313
計	48,019人	635

世帯数12,739世帯 203世帯増

7月の人口動態

	男	女	計
出生	52人	41人	93人
転入	424人	383人	807人
死亡	13人	11人	24人
転出	141人	100人	241人

消防設備士試験



(生徒を代表して謝辞を述べる布佐小6年 石井宏美さん)

消防設備士試験を行ないます。この試験は消防設備士免状を取得して新たに消防用設備等の工事または整備業務を行なうとする者を対象として行なうものです。

① 受験資格を有すること
② 受験資格を有する書類を提出し、試験を受けること
③ 試験料を納付すること
④ 試験を受けること
⑤ 試験を受けること
⑥ 試験を受けること

